

令和4年度適合性審査で要改善事項が付された団体の評価

No.	団体名	評価	審査項目	要改善事項の概要	改善状況の概要
1	公益財団法人日本バドミントン協会	改善	4	役員の構成について、多様性及び専門性の確保に向けた具体的な方策を講じていない。	<ul style="list-style-type: none"> 役員候補選出委員会規程を改定。 役員改選を実施し、女性理事の割合が50%、外部理事の割合が70%となった。
		改善	7	理事会の実効性の確保が図られていない。	<ul style="list-style-type: none"> 業務執行理事は代表理事のみとした。 外部、女性に加え、多様な有識者を理事とした。 アスリート委員会代表者を理事とした。
		改善	26	公正な会計原則を遵守するための業務サイクルが確立できていない。	<ul style="list-style-type: none"> 会計処理規則を改定。 文書規程を制定。
		改善	27	国庫補助金等の適性な使用に求められるガイドライン等を遵守できていないことが疑われる。	<ul style="list-style-type: none"> 事務局内に総務本部を新設して各種申請を管理。
		改善	33	NF役職員等に対して、通報が正当な行為であるという意識づけが徹底されていない。	<ul style="list-style-type: none"> 役職員へ口頭で説明を実施。 今後行う社内システム変更時に再周知予定。
		改善	35	役員についての懲罰手続きが規程に定められていない。	<ul style="list-style-type: none"> 役員懲罰規程を新たに制定。 倫理規程、倫理・コンプライアンス委員会規程を改定。
		改善	40	不祥事が発生した際に速やかに調査体制を構築して対応していない。	<ul style="list-style-type: none"> 危機管理マニュアルを作成。 事務局に弁護士が所属する法務チームを設置。
		改善	41	不祥事が発生した際に独立性・中立性・専門性を有する外部調査委員会を設定することができていない。	<ul style="list-style-type: none"> 危機管理マニュアルを作成。 事務局に弁護士が所属する法務チームを設置。
2	公益社団法人日本スカッシュ協会	改善	35	懲罰規程が未整備。	<ul style="list-style-type: none"> 処分手続規程を制定。 倫理・コンプライアンス規程を改定。
3	一般社団法人日本クリケット協会	改善	35	懲罰規程が未整備。	<ul style="list-style-type: none"> 懲戒規程を制定。 参加者行動規範及び懲戒指針及び就労規則を改定し処分手続きを明確にした。